

令和5年7月11日
第2回障害者施策推進協議会
資料9

第7期国分寺市障害福祉計画・ 第3期国分寺市障害児福祉計画（案）

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1)障害福祉計画・障害児福祉計画とは -----

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』は、第6期・第2期（令和3年度から令和5年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

(2)計画の内容 -----

① 記載すべき事項

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

③ 障害福祉サービス等, 児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また, 児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和6年度から令和8年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行 -----

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
地域生活への移行者数	1人	2人	1人	1人	0人	5人
施設入所者数	79人	80人	74人	72人	70人	80人

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和4年度末の地域生活への移行者数は0人、施設入所者数は70人でした。グループホームの整備が進み、地域での生活を推進した結果、新規の施設入所者は少なくなっているが、地域生活への移行者が少ない状況を改善する必要があります。
- ◎ 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数70人の6%以上に当たる5人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- ◎ 施設入所者については、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数である70人の5%以上である4人を削減することを目指します。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	5人	令和8年度末
施設入所者数	66人を超えない	令和8年度末

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 -----

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【 国の基本指針 】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	検討	設置	4回	4回	4回	4回

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和元年度に地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけました。また、令和4年度に精神保健福祉部会の作業部会として地域移行等支援連絡会を立ち上げ、地域生活への移行や安定した生活の構築のためのより具体的な検討を定期的に重ね、年4回開催しました。
- ◎ 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある人が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。令和5年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場である精神保健福祉部会は、年に3回の開催とし、作業部会の活動の報告や検討も含め、協議を継続していきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における保健，医療（精神科及び精神科以外の医療機関別），福祉，介護，当事者，家族等の関係者ごとの参加者数	12人	12人	12人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数※	2人	2人	2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数※	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数※	60人	65人	70人
精神障害者の自立生活援助の利用者数※	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	15人	15人	15人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

(3)地域生活支援の充実 -----

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	設置	充実	整備	1	1	1回

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 令和4年度は、地域自立支援協議会において、機能毎に整備状況及び課題を報告し、運用状況の検証及び検討を1回行いました。体験の機会・場の機能強化に重点的に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られています。
- ◎ 平成30年度に位置づけた地域生活支援拠点等有する機能を更に充実させるため、障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を継続します。
- ◎ 令和8年度末までに、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。【新規】(検討中)

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の運用状況を 検証及び検討	1回	各年度
強度行動障害者の支援ニーズを把握し、 支援体制を整備【新規】	検討中	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの 配置人数 → 指標名を検討中	検 討 中		
地域生活支援拠点等の機能の充実に に向けた支援の実績等を踏まえた 検証及び検討の年間の実施回数	1回	1回	1回

(4)福祉施設から一般就労への移行等 -----

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
一般就労への移行者数 (全体)	25人	22人	14人	32人	29人	31人
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	20人	22人	11人	28人	26人	29人
一般就労への移行者数 (就労継続支援A・B型 事業)	4人 (A:1・B:3)	0人	3人 (Bのみ)	4人	3人 (A:1・B:2)	2人
一般就労への移行者が 就労定着支援事業所を 利用する割合				57%	30%	6割
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所						7割以上

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 一般就労への移行者数全体の人数は 29 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は 26 人でした。
- 令和 4 年度の就労継続支援を通じた一般就労への移行者数は 3 人で、そのうち、就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数は 1 人、就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数は 2 人でした。
- 令和 4 年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業所を利用した割合は 30% でした。
- 市内に就労定着支援事業所が無い状況が続いており、開設に向けた取組みが必要である。
- ◎ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和 8 年度に令和 3 年度実績 (28 人) の 1.28 倍以上にあたる 36 人の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- ◎ 令和 8 年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上にすることを目標とします。【新規】
- ◎ 令和 8 年度において、就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度実績 (25 人) の 1.4 倍以上にあたる 35 人とすることを目標とします
- ◎ 令和 8 年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上となることを目標とします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	36 人	令和 8 年度末
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所【新規】	5 割	令和 8 年度末
就労定着支援事業の利用者数	35 人	令和 8 年度末
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所	2 割 5 分	令和 8 年度末

(5)障害児支援の提供体制の整備等

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健，医療，福祉，保育，教育，就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため，令和8年度末までに，児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。（※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては，障害福祉主管部局等が中心となって，中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること）
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため，各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら，令和8年度末までに，全ての市町村において，障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ，令和8年度末までに，各都道府県，また必要に応じて政令市において，難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や，新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。
- 令和8年度末までに，主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに，各都道府県，各圏域又は各市町村において，保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに，各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（医療的ケア児支援センターの設置は新規）
- 各都道府県及び各政令市において，障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
児童発達支援センターの設置	検討	検討	検討	検討	検討	検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	市内事業所との意見交換	体制構築	体制構築	継続	継続	継続
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市内事業所と懇談	事業所と懇談	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	事業所と懇談	事業所と懇談	確保
医療的ケア児支援の協議の場の運用	検討	検討	設置	継続	継続	運用
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数			1人	1人	1人	2人

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 児童発達支援センターについては、令和6年11月設置に向けて、検討が進んでいます。
- 保育所等訪問支援の事業所については令和元年度に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は令和2年度に開設され、児童発達支援事業所については、令和5年5月に新規開設されました。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数は、令和4年度末時点で1人でした。
- ◎ 令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を引き続き行っていきます。また、設置した児童発達支援センターを継続することを令和8年度目標とします。
- ◎ 令和8年度保育所等訪問支援事業について、令和元年に市内事業所が開設されたため、引き続き体制を継続し、活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。（検討中）
- ◎ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を維持することを目標とします。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置	令和8年度末
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	検討中	令和8年度末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の維持	維持	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援の利用児童数※	190人	200人	210人
放課後等デイサービスの利用児童数※	290人	300人	310人
保育所等訪問支援の利用児童数※	6人	7人	8人
障害児相談支援の利用児童数※	120人	130人	140人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人	4人	5人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

(6)相談支援体制の充実・強化等 -----

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保する。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

〈実績と目標の経緯〉

成果指標 (指標名称)	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保				確保	確保	確保

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 地域生活支援拠点である基幹相談支援センター及び相談支援事業所が連携して、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。
- ◎ 引き続き令和8年度末まで、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の拡充を図ります。
- ◎ 令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施します。【新規】

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の強化	拡充	令和8年度末
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施【新規】	継続	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	9回	9回	9回
相談支援事業所の人材育成の支援件数，地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善【新規】	継続	継続	継続

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 -----

障害福祉サービス等の多様化，サービス事業者の増加している中，より一層事業者が利用者に対して，必要とするサービスを適切に提供することができるよう，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和8年度末までに，都道府県や市町村において，サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

〈実績と目標の経緯〉

成果指標	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績					目標値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築				体制構築	体制構築	体制構築

【 利用実績と市の目標値設定の考え方 】

- 障害福祉サービス等事業者に対する指導検査や集団指導を実施しており，障害福祉課と地域共生推進課で連携し，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施しています。
- ◎ 令和8年度まで，引き続き障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を継続します。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	継続	令和8年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村）	5人	5人	5人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1)訪問系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

サービス名	内容
重度障害者等包括支援	特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2)日中活動系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	内容
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

(3)居住支援・施設系サービス -----

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人及び障害者団体等と連携し、整備促進を図ります。
-

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

(4)相談支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

サービス名	内容
計画相談支援（個別計画作成）	<ul style="list-style-type: none">●サービス利用支援 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。●継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,755 時間	1,229 時間	1,794 時間	1,325 時間	1,833 時間	
		利用者数	135 人	115 人	138 人	126 人	141 人	
	重度訪問介護	利用時間数	9,720 時間	9,089 時間	10,260 時間	9,863 時間	10,800 時間	
		利用者数	36 人	32 人	38 人	33 人	40 人	
	同行援護	利用時間数	754 時間	391 時間	780 時間	534 時間	806 時間	
		利用者数	29 人	22 人	30 人	24 人	31 人	
	行動援護	利用時間数	243 時間	246 時間	270 時間	266 時間	270 時間	
		利用者数	9 人	8 人	10 人	12 人	10 人	
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
		利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	4,740 日	4,314 日	4,800 日	4,836 日	4,860 日	
		利用者数	237 人	230 人	240 人	238 人	243 人	
	自立訓練(機能訓練)	利用日数	28 日	29 日	35 日	10 日	35 日	
		利用者数	4 人	3 人	5 人	2 人	5 人	
	自立訓練(生活訓練)	利用日数	192 日	162 日	204 日	241 日	216 日	
		利用者数	16 人	13 人	17 人	18 人	18 人	
	就労移行支援	利用日数	901 日	837 日	935 日	771 日	969 日	
		利用者数	53 人	46 人	55 人	43 人	57 人	
	就労継続支援(A型)	利用日数	336 日	239 日	336 日	255 日	336 日	
		利用者数	16 人	11 人	16 人	12 人	16 人	
	就労継続支援(B型)	利用日数	3,536 日	3,410 日	3,655 日	3,671 日	3,757 日	
		利用者数	208 人	203 人	215 人	219 人	221 人	
	就労定着支援	利用者数	20 人	25 人	24 人	25 人	28 人	
	療養介護	利用者数	12 人	11 人	12 人	10 人	12 人	
	短期入所(福祉型)	利用日数	395 日	219 日	400 日	296 日	405 日	
		利用者数	79 人	47 人	80 人	50 人	81 人	
	短期入所(医療型)	利用日数	77 日	57 日	77 日	69 日	77 日	
		利用者数	11 人	6 人	11 人	9 人	11 人	
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	
	共同生活援助	利用者数	137 人	162 人	144 人	180 人	151 人	
	施設入所支援	利用者数	80 人	72 人	80 人	70 人	80 人	
相談支援	計画相談支援	利用者数	106 人	115 人	111 人	134 人	116 人	
	地域移行支援	利用者数	2 人	1 人	3 人	2 人	3 人	
	地域定着支援	利用者数	2 人	2 人	3 人	0 人	3 人	

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第7期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数			
		利用者数			
	重度訪問介護	利用時間数			
		利用者数			
	同行援護	利用時間数			
		利用者数			
行動援護	利用時間数				
	利用者数				
重度障害者等包括支援	利用時間数				
	利用者数				
日中活動系サービス	生活介護	利用日数			
		利用者数			
	自立訓練(機能訓練)	利用日数			
		利用者数			
	自立訓練(生活訓練)	利用日数			
		利用者数			
	就労選択支援【新規】	利用日数			
	就労移行支援	利用日数			
		利用者数			
	就労継続支援(A型)	利用日数			
		利用者数			
	就労継続支援(B型)	利用日数			
		利用者数			
	就労定着支援	利用者数			
療養介護	利用者数				
短期入所(福祉型)	利用日数				
	利用者数				
短期入所(医療型)	利用日数				
	利用者数				
サービス系	自立生活援助	利用者数			
	共同生活援助	利用者数			
		重度障害者の利用者数			
施設入所支援	利用者数				
相談支援	計画相談支援	利用者数			
	地域移行支援	利用者数			
	地域定着支援	利用者数			

検討中

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1)障害児通所支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

サービス名	内容
福祉型障害児入所施設	〇〇〇〇
医療型障害児入所施設	〇〇〇〇

(2)障害児相談支援

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

サービス名	内容
障害児相談支援 (個別計画作成)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

【 第 2 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
児童発達支援	利用日数	1,055日	1,254日	1,093日	1,291日	1,131日	
	利用者数	111人	152人	115人	171人	119人	
医療型児童発達支援	利用日数	40日	33日	40日	20日	40日	
	利用者数	5人	6人	5人	6人	5人	
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0日	0日	0日	0日	0日	
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	
放課後等デイサービス	利用日数	2,043日	2,362日	2,081日	2,525日	2,119日	
	利用者数	215人	259人	219人	269人	223人	
保育所等訪問支援	利用日数	8日	3日	12日	8日	16日	
	利用者数	2人	2人	3人	4人	4人	
障害児相談支援	利用者数	53人	77人	55人	101人	57人	

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第 3 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
医療型児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
居宅訪問型児童発達支援	利用日数			
	利用者数			
放課後等デイサービス	利用日数			
	利用者数			
保育所等訪問支援	利用日数			
	利用者数			
障害児相談支援	利用者数			
福祉型障害児入所施設	利用者数			
医療型障害児入所施設	利用者数			

検討中

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

実施に関する考え方

- 利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障害への理解促進を図るため、市民に分かりやすい啓発イベント等を開催します。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

障害者地域自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行うとともに、成年後見にかかる費用を助成します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。
相談支援事業	<p>ア 障害者相談支援事業 障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。</p> <p>イ 基幹相談支援センター 障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。</p> <p>ウ 住宅入居等支援事業 地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。</p>

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

(2)任意事業

見込量確保のための方策

①日中一時支援事業

事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

②訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し、事業内容の充実を図ります。

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。
スポーツ・レクリエーション事業	障害のある人等の体力増強、交流、又は障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施		
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施		
相談支援事業							
①障害者相談支援事業	5ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	4ヶ所	5ヶ所		
②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		
③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施		
成年後見制度利用支援事業	3人	1人	4人	1人	5人		
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施		
意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	331件	156件	334件	198件	336件		
②指文字通訳者派遣事業	20件	2件	20件	9回	20件		
③対面朗読者派遣事業	26件	11件	26件	11件	26件		
④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施		
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	6件	9件	6件	1件	6件		
②自立生活支援用具	15件	15件	15件	13件	15件		
③在宅療養等支援用具	15件	14件	15件	9件	15件		
④情報・意思疎通支援用具	38件	34件	40件	25件	42件		
⑤排泄管理支援用具	2,119件	2,247件	2,148件	2,361件	2,178件		
⑥居宅生活動作補助用具	3件	6件	3件	0件	3件		
手話奉仕員養成研修事業	74人	38人	75人	81人	76人		
移動支援事業	170人	142人	175人	145人	180人		
地域活動支援センター事業							
①地域活動支援センター(Ⅰ型)	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所		
②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		
任意事業	日中一時支援事業	118人	89人	123人	83人	128人	
	訪問入浴サービス事業	10人	11人	10人	12人	10人	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	0人	1人	1人	1人	
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	中止	実施	実施	実施	

【 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	①障害者相談支援事業				
	②基幹相談支援センター				
	③住宅入居等支援事業				
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業				
	②指文字通訳者派遣事業				
	③対面朗読者派遣事業				
	④手話通訳者設置事業				
	①介護・訓練支援用具	検討中			
	②自立生活支援用具				
	③在宅療養等支援用具				
	④情報・意思疎通支援用具				
	⑤排泄管理支援用具				
	⑥居宅生活動作補助用具				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
	①地域活動支援センター(Ⅰ型)				
	②地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)				
	任意事業	日中一時支援事業			
		訪問入浴サービス事業			
自動車運転免許取得・改造助成事業					
点字・声の広報等発行事業					
スポーツ・レクリエーション事業					